

防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪等、気象の急激な変化に伴い我が国は頻発化、激甚化する自然災害にさらされている。

昨年１０月に上陸した台風第１９号、第２０号及び第２１号では、東北関東甲信地方を中心に記録的な大雨となり、極めて深刻な被害をもたらしたことは記憶に新しい。

また、本市においても令和２年７月豪雨では、例年の７月雨量の３倍を超える雨量となり、市民生活に大きな影響を及ぼした。そのため、改めて予防措置としての防災・減災対策の重要性を強く感じたところである。

国においても、防災面あるいは国民経済を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、平成３０年１２月、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策が取りまとめられたところであるが、これらの対策を着実に進めるためには、十分な予算と時間を確保する必要がある。また、近年の激甚化する災害状況を鑑みたとき、防災・減災、国土強靱化は、３か年の緊急対策期間後も継続して取り組むべき事項であるとともに、さらなる対策の強化が求められる。

よって、国におかれては、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等の対策に必要な予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策事業の期間を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月３０日

岐阜県恵那市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣